

広島市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定による一部負担金の減額及び支払免除（以下「減免」という。）に関しては、法及び広島市国民健康保険規則（昭和34年広島市規則第22号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護基準額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定めるところにより算定した額の合計額をいう。
 - ア 生活扶助基準 第1類及び第2類の基準額による。ただし、入院により一部負担金の減免を申請している場合は、これらに代えて入院患者日用品費の基準額による。
 - イ 教育扶助基準 基準額による。
 - ウ 住宅扶助基準 家賃、間代、地代等の基準額の限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内の額による。単身世帯についても同様とする。
- (2) 実収月額 一部負担金の減免に係る申請の日の属する月の前前月までの3か月間の平均収入月額から、次に掲げるものの合計額を控除した額をいう。
 - ア 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知）の別表の基礎控除額表に定める控除額
 - イ 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による所得税
 - ウ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。）、道府県民税（都民税を含む。）及び固定資産税
 - エ 国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料その他の所得税法第74条第2項、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第208条又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の7第2項に定める社会保険料控除の対象となるもの
 - オ 労働組合費
 - カ 通勤手当これに類するもの（非課税とされるものに限る。）
 - キ 農業その他自営業による事業収入にあつては、その必要経費（当該事業以外に係る家賃、光熱費等を除く。）
- (3) 医療費充当額 実収月額から生活保護基準額を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 一部負担金の減免の対象者は、その世帯の実収月額が生活保護基準額の130パーセント以下の被保険者であつて、当該世帯の世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより生活が著しく困難となつたものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) その他前3号に準ずる事由として別に定める事由があるとき。

(減免額)

第4条 一部負担金の減免の額は、次の各号に掲げる実収月額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 生活保護基準額の110パーセント以上130パーセント以下の場合 一部負担金に相当する額から医療費充当額を控除した額
- (2) 生活保護基準額の110パーセント未満の場合 一部負担金の全額

(減免期間)

第5条 一部負担金の減免の期間は、減免申請又は初診の日の属する月の初日から3か月間を限度とする。

(東日本大震災により被災した被保険者に係る特例)

第6条 第3条の規定にかかわらず、東日本大震災により被災し、別に定める要件に該当する被保険者は、一部負担金の減免の対象者とし、その一部負担金の支払いを免除する。

2 前項に規定する被保険者に係る減免の取扱いの期間については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。